

福井県監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、措置を講じた事項について、次のとおり公表する。

令和元年10月11日

福井県監査委員	小堀	友廣
同	清水	智信
同	江川	権一
同	平鍋	順一

福井県教育委員会教育長からの措置報告

監査対象機関	福井農林高等学校
監査結果報告年月日	令和元年7月23日
監査の結果	<p>《指摘事項》</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 生産製作品を過少に申告し、生産製作品処分明細書を作成していた。</li> <li>2 生産製作品の販売売上金の一部を釣銭として保管していた。</li> <li>3 生産製作品の販売売上金の一部を県の歳入に計上することなく、生産製作品に必要な消耗品代に充てていた。</li> </ol> <p>《意見》</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 公金着服事件が発生したことは誠に遺憾である。再発防止のため、生産製作品および現金の管理における内部チェック体制の確立をはじめ、抜本的な改善策を講じ、県民の学校運営に対する信頼回復に努められたい。</li> </ol>
措置の内容	<p>《指摘事項》</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 新たに作成することとなった生産製作品管理簿について、生産、販売、自己消費、廃棄処分の際には、当該管理簿に正確に記入するとともに、その都度、担当教諭と実習助手の複数人による現物確認を徹底することとした。</li> <li>2 今回指摘を受けた釣銭の取扱いについては、個人販売を止め、契約に基づく販売のみとし、納入通知による収入により、現金を扱わないこととした。 なお、保管していた釣銭については、歳入として受け入れた。</li> <li>3 生徒実習による売上金は、速やかに現金と簡易領収書・売上明細とともに、事務室に引き継ぎ、銀行に入金することとした。 なお、実習に必要な消耗品等は歳出予算から購入する。</li> </ol> <p>《意見》</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 生産製作品の生産から処分に至るまでの過程が明確にわかるように、新たに生産製作品管理簿を作成し、担当教諭と実習助手の複数人による現物確認を徹底することとした。 また、生産製作品の販売については、個人販売を止め、契約に基づく販売のみとして、その売買代金の納入も納入通知書により行い現金を扱わないこととするなど、公金の適正な管理に努め、県民からの信頼回復に努めていく。</li> </ol>

監査対象機関	学校振興課
監査結果報告年月日	令和元年7月23日
監査の結果	<p>《意見》</p> <p>1 今回の事件を受け通知した「県立学校における生産製作品の取扱いについて」について、生産製作品および現金の管理が適正かつ実効性のあるものであるか再度確認のうえ、県立学校への指導を徹底されたい。</p>
措置の内容	<p>《意見》</p> <p>1 生産製作品の管理について、今回通知した取扱いに基づき、生産から処分まで適正に管理しているか、また、処分にかかる現金の管理について、財務規則を遵守し適正に取り扱っているか、随時確認し指導していく。</p>

監査対象機関	高校教育課
監査結果報告年月日	令和元年7月23日
監査の結果	<p>《意見》</p> <p>1 今回の事件を受け通知した「県立学校における生産製作品の取扱いについて」について、生産製作品および現金の管理が適正かつ実効性のあるものであるか再度確認のうえ、県立学校への指導を徹底されたい。</p>
措置の内容	<p>《意見》</p> <p>1 生産製作品について、現地確認や聞き取り等を通じて、学校における実習活動の一環として、適正かつ実効性のある生産計画をたてているかの確認・指導を行っていく。 さらに、計画に基づいた実習活動が行われるよう指導を徹底していく。</p>